

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 3 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

風しん第 5 期に係る対応について

平素より、感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 6 年度末をもって風しんの追加的対策は終了予定ですが、別紙「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」（令和 7 年 3 月 11 日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡。以下「予防接種事務連絡」という。）において、ワクチンの偏在等に起因して接種対象期間内に定期の予防接種を受けられなかった対象者について、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 3 条第 2 項及び予防接種法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 2 条の 8 第 4 号に基づき、接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないことをお示したところです。

今般、追加的対策の終了に伴い、また、予防接種事務連絡により示す内容との関係に係る疑義解釈を下記のとおりお知らせいたします。

なお、都道府県におかれましては、本内容を管内市区町村に周知いただくとともに、市区町村から域内にある実施機関に対して、本内容を周知いただくよう、お願いいたします。

記

問 1. 「令和 6 年度末までに抗体検査を実施した」とは、風しんの抗体検査を令和 6 年度中に実施していれば検査結果の通知が令和 7 年度以降になっても差し支えないということか。
また、集合契約に基づくクーポン券を利用した抗体検査の実施に限るか。

（答）「予防接種事務連絡」に記載のとおり、今般の接種対象期間を超えた接種については、乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）の偏在等により接種をできなかった方への措置であり、このため、風しんの追加的対策の事業実施期間である令和 6 年度末までに、抗体検査を実施の上、その抗体が不十分であった者を対象としております。

この「抗体検査を実施した」というのは、抗体検査の受診が令和7年3月 31 日までであれば、結果の通知が令和7年度以降となっても、接種対象期間を超えた接種の対象として差し支えありません。また、令和6年度中に実施される抗体検査であれば、特定感染症等検査事業による検査、任意での検査等、集合契約に基づく検査以外でも適用可能です。

問2. 令和7年度以降に、接種対象期間を超えた接種を実施する場合、予防接種に係る医療機関との契約を結び直す必要があるか。また、これは「風しんの追加的対策」の延長とは異なるという理解でよいのか。

(答) 今般の接種対象期間を超えた接種については、MRワクチンの偏在等により接種をできなかった方への措置であり、風しんの追加的対策の延長とは異なります。具体的には、予防接種事務連絡をご覧ください。

なお、「風しんの抗体検査及び第5期の定期接種に係る委託契約」(以下「集合契約」という。)は令和7年3月 31 日までとなっているため、令和7年度以降に接種対象期間を超えた接種を行う場合は、自治体と医療機関の個別契約に基づき、通常の定期接種と同様の請求支払手続を想定しています。

また、令和7年3月までに実施された予防接種は集合契約の範囲内となります。この場合の集合契約に基づく費用請求については、令和7年4月以降も「令和6年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について(協力依頼)」(令和6年9月 20 日付け健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・予防接種課連名事務連絡)」でお示ししたとおり、各市区町村で請求の受理・支払い事務进行处理していただくこととなりますので、ご注意ください。

以上

<別紙>

- ・ 「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」(令和7年3月 11 日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡)